

昭和四十一年法律第百九号

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給に關し必要な事項を規定するものとする。

第二条 この法律において「戦傷病者等」とは、昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態となつたことを事由として、平成二十八年四月一日において次の各号に掲げる給付(以下「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けている者及び(うち年金たる給付を受けている者及び同日において増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことのある者で、同日において当該給付に係る障害の程度が、恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ一及び第一号表ノ三に該当したもの)をいう。ただし、一時金たる給付を受けたことのある者であつて、当該給付を受けた日から平成二十八年三月三十一日までの間に、当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものにかかる権利を失うべき事由に該当したものと除く。

(定義)

五十六号)第三条の規定により承継した義務に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金若しくは一時金たる給付又は旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合若しくは旧財團法人共済協会が支給した一時金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

七 遺族援護法第一条第一項第二号に規定する在職者で同法第三条第一項第二号に規定する在職者に該当するものに対するもの。

八 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

九 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

十 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

十一 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

十二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

十三 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

十四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

十五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

十六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

十七 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

十八 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

十九 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

二十 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

二十一 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

二十二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

二十三 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

二十四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定に

より国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの。

二十五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百

四)遺族援護法第七条の規定により支給される

障害年金又は障害一時金

六年法律第八十一号)附則第十三条の規定により支給される特例傷病恩給

ための特別措置法(昭和二十五年法律第二百

三)恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十

六年法律第八十一号)附則第十三条の規定に

よる増加恩給若しくは同法第四十六条

ノ二に規定する傷病賜金又は法律第一百五十五

号附則第二十二条に規定する増加恩給若しく

は傷病年金

三 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十

六年法律第八十一号)附則第十三条の規定に

よる増加恩給若しくは同法第四十六条

ノ二に規定する傷病賜金又は法律第一百五十五

号附則第二十二条に規定する増加恩給若しく

は傷病年金

(特別給付金の額及び記名国債の交付)

第四条 特別給付金の額は、十五万円(戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第

八条 特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

裁判上の請求とみなす。

(譲渡又は担保の禁止)

第五条 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて厚生労働大臣が行う。

第六条 特別給付金を受ける権利は、これを行へば

行へば

月一日においてその刑の執行を終わらず、又

は執行を受けることがなくなつていよいものがある場合に限る。の交付を受けた者(受け取るこ

とができる者を含む。)

二 禁錮以上の刑に処せられ、平成二十八年四

月一日においてその刑の執行を終わらず、又

は執行を受けることがなくなつていよいものがある場合に限る。の交付を受けた者(受け取るこ

とができる者を含む。)

三 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十

六年法律第八十一号)附則第十三条の規定に

よる増加恩給若しくは同法第四十六条

ノ二に規定する傷病賜金又は法律第一百五十五

号附則第二十二条に規定する増加恩給若しく

は傷病年金

(差押えの禁止)

第九条 特別給付金を受ける権利及び第四条第一

項に規定する国債は、差し押えることができる。

(非課税)

第十条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

第十二条 この法律に規定する厚生労働大臣の權限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは財務省令で定める。

(都道府県が処理する事務)

平成二十八年四月一日において戦傷病者

等の妻(婚姻の届出をしていないが、事實上婚

姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を

含み、離婚の届出をしていないが、事實上離婚

したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。)であつて同日において日本の国籍を有してい

た者には、特別給付金を支給する。ただし

し、次の各号のいずれかに該当する者には、支

給しない。

一 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法

(昭和三十八年法律第六十一号)第四条第一

項に規定する国債(平成二十八年四月一日に

おいて支払期日の到来していよいものがある場合に限る。)の交付を受けた者(受け取るこ

とができる者を含む。)

三 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡し

た場合において、同順位の相続人が数人あると

きは、その一人のした当該死亡した者の死亡前

に支払うべきであつた同項に規定する国債の償

還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更

の請求は、全員のためにその全額につきしたも

なし、その一人に対してした特別給付金の請求

は、全員のためにその全額につきしたものとみな

す。

二 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡し

た場合において、同順位の相続人が数人あると

きは、その一人のした当該死亡した者の死亡前

に支払うべきであつた同項に規定する国債の償

還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更

の請求は、全員のためにその全額につきしたも

なし、その一人の一人に対してした同項に規定

する国債の償還金の支払又は同項に規定する国

債の記名変更は、全員に対してしたものとみな

す。

(時効)

二 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡し

た場合において、同順位の相続人が数人あると

きは、その一人のした当該死亡した者の死亡前

に支払うべきであつた同項に規定する国債の償

還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更

の請求は、全員のためにその全額につきしたも

なし、その一人の一人に対してした同項に規定

する国債の償還金の支払又は同項に規定する国

債の記名変更は、全員に対してしたものとみな

す。

三 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡し

た場合において、同順位の相続人が数人あると

きは、その一人のした当該死亡した者の死亡前

に支払うべきであつた同項に規定する国債の償

還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更

の請求は、全員のためにその全額につきしたも

なし、その一人の一人に対してした同項に規定

する国債の償還金の支払又は同項に規定する国

債の記名変更は、全員に対してしたものとみな

す。

四 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡し

た場合において、同順位の相続人が数人あると

きは、その一人のした当該死亡した者の死亡前

に支払うべきであつた同項に規定する国債の償

還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更

の請求は、全員のためにその全額につきしたも

なし、その一人の一人に対してした同項に規定

する国債の償還金の支払又は同項に規定する国

債の記名変更は、全員に対してしたものとみな

す。

五 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡し

た場合において、同順位の相続人が数人あると

きは、その一人のした当該死亡した者の死亡前

に支払うべきであつた同項に規定する国債の償

還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更

の請求は、全員のためにその全額につきしたも

なし、その一人の一人に対してした同項に規定

する国債の償還金の支払又は同項に規定する国

債の記名変更は、全員に対してしたものとみな

す。

六 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡し

た場合において、同順位の相続人が数人あると

きは、その一人のした当該死亡した者の死亡前

に支払うべきであつた同項に規定する国債の償

還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更

の請求は、全員のためにその全額につきしたも

なし、その一人の一人に対してした同項に規定

する国債の償還金の支払又は同項に規定する国

債の記名変更は、全員に対してしたものとみな

す。

七 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡し

た場合において、同順位の相続人が数人あると

きは、その一人のした当該死亡した者の死亡前

に支払うべきであつた同項に規定する国債の償

還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更

の請求は、全員のためにその全額につきしたも

なし、その一人の一人に対してした同項に規定

する国債の償還金の支払又は同項に規定する国

債の記名変更は、全員に対してしたものとみな

す。

八 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡し

た場合において、同順位の相続人が数人あると

きは、その一人のした当該死亡した者の死亡前

に支払うべきであつた同項に規定する国債の償

還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更

の請求は、全員のためにその全額につきしたも

なし、その一人の一人に対してした同項に規定

する国債の償還金の支払又は同項に規定する国

債の記名変更は、全員に対してしたものとみな

す。

九 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡し

た場合において、同順位の相続人が数人あると

きは、その一人のした当該死亡した者の死亡前

に支払うべきであつた同項に規定する国債の償

還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更

の請求は、全員のためにその全額につきしたも

なし、その一人の一人に対してした同項に規定

する国債の償還金の支払又は同項に規定する国

債の記名変更は、全員に対してしたものとみな

す。

十 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡し

た場合において、同順位の相続人が数人あると

きは、その一人のした当該死亡した者の死亡前

に支払うべきであつた同項に規定する国債の償

還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更

の請求は、全員のためにその全額につきしたも

なし、その一人の一人に対してした同項に規定

する国債の償還金の支払又は同項に規定する国</p

金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十二号。以下「法律第二十二号」という。）附則第五条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3 法律第二十二号附則第五条第三項の規定の適用については、旧法第三条の規定は、なおその効力を有する。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第三条第二項の特別給付金に係る第四条第二項に規定する国債の発行の日は、当該特別給付金を受ける権利を取得する日とする。

附 則（昭和五六年四月二五日法律第二六号）抄

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第四条、第九条、第十条及び附則第三項の規定 昭和五十六年十月一日

附 則（昭和五七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条から第六条までの規定は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五七年八月一〇日法律第七三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第五条及び附則第七条の規定は、昭和五十九年十月一日から施行する。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の規定により支給

し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお前述の例による。

正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金又は旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者

のを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、昭和六十一年十月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において新法第二条各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けた者には、支給しない。

附 則（昭和五九年一二月二十五日法律第ハ七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。（政令への委任）

附 則（昭和六一年五月二〇日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和六一年五月二〇日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条、第五条及び附則第三条から附則第五条までの規定 昭和六十一午十月一日

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

二 第三条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金（旧法附則第五項又は第八項に規定する者であつて、第三項の規定によりこの法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する

特別給付金支給法（以下「新法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであるものに係るもの）を除く。）については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年一二月三日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の規定により支給

たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けた権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、昭和六十一年十月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において新法第二条各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けたことにより、法律第二十二条に規定する者には、支給しない。

正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受けたことにより、法律第二十二条に規定する者には、支給しない。

前項の規定により新法第三条第一項の特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する特別給付金の額は、新法第四条第一項の規定にかかる、その者が法律第二十九号による改正前

の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した日の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に定める額（前項に規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ二の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金について、その額の二分の一に相当する額）とする。

昭和五十年十月一日	四十八万円
昭和五十年十一月一日	四十九万円
昭和五十年十二月一日	五十万円
昭和五十年一月一日	五十一万円
昭和五十年二月一日	五十二万円
昭和五十年三月一日	五十三万円
昭和五十年四月一日	五十四万円
昭和五十年五月一日	五十五万円
昭和五十年六月一日	五十六万円
昭和五十年七月一日	五十七万円
昭和五十年八月一日	五十八万円
昭和五十年九月一日	五十九万円
昭和五十年十月一日	六十万円
昭和五十年十一月一日	六十一万円
昭和五十年十二月一日	六十二万円
昭和五十年一月一日	六十三万円

(特別給付金の支給の特例)
第四条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」と

あるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（法律第二十二号附則第六条の規定により法律第二十九号による改正前）の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。」には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

妻に対する特別給付金支給法第一項による改定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第一項に規定する戦傷病者等（同条中「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等とならぬ者を含む。以下この項及び次項において同じ。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にあつたと認められる者を含むものとし、同法第三条第一項又は第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつた者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日

三 事情に入つてゐると認められる場合を含む。により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者は当該戦傷病者等の死亡後法律第二十九号に

を受ける権利を取得した日の属する年の十月
日」とする。

十三号附則第四条の規定により旧法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。)には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

を受ける権利を取得した日の属する年の十月
日」とする。

十三号附則第四条の規定により旧法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。)には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

三 は当該婚姻の取消しをした者
三 一、当該戦傷病者等の死亡後法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項又は第二項の特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日前に婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていると認められる場合を含む。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

附 則（昭和六一年二月四日法律第三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。
（政令への委任）
第四十二条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、政令で定める。

四 昭和五十九年三月三十日以前に死亡した法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金及び旧法第三条第一項の特別給付金を受けた権利を取得した者に限る。）であつた者であつて、法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日から七年を経過した日において日本の国籍を有してゐるものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

附則（昭和六一年二月四日法律第三号）抄

施行期日

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成三年五月二日法律第五二号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次条から附則第四条までの規定は、平成三年十月一日から施行する。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正前の戦傷病者の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前例による。

第二条 第二条の規定による改正後の戦傷病者等のに対する特別給付金支給法（以下「新法」という。）の第三条第一項の特別給付金は、同項の規定による。

場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「附則第二十八項又は第三十項」とあるのは「附則第二十九項」と同項第三号中「法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項又は第二項」とあるのは「法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項」と、「十年」とあるのは「七年」と、それぞれ読み替えるものとする。

第一項又は第三項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「三十万円（戦傷病者等の妻に恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、十五万円）」とあるのは「五万円」と、「十年以内」とあるのは「五年以内」と、新法附則第二項中「昭和六十年十月一日」とあるのは「戦傷病者戦没者遺族等接護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）附則第五条第一項又は第三項の規定により第三条第一項の特別給付金第

(特別給付金の支給の特例)
第三条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」、あるのを「昭和六年九月十八日」と読み替え、同条の規定を適用するものとしたならば、新第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができる者(戦傷病者・戦没者・遺族・援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年)法律第二十二号)以下「法律第二十二号」という。附則第六条の規定により戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和十四年法律第二十九号)以下「法律第二十九号」という。)による改正前の戦傷病者等のに対する特別給付金支給法第三条第二項の特例給付金を受ける権利を取得した者及び法律第

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかるらず、新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

一 支給日において、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条第二項各号に掲げる給付（当該戦傷病者等の死亡に係るものに限る。）を受ける権利を有する者

二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む）

に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ一及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつたことにより、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第四項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を得した者に限る。

第三項から前項までの規定により新法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する同項の特別給付金の額は、新法第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(第三項から前項までに規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額)とする。

一 第三項から第六項までの規定により支給する特別給付金 六十万元

二 前項の規定により支給する特別給付金 九十万円

(特別給付金の支給の特例)

第三条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者(昭和五十一年法律第二十二号附則第六条の規定により昭和五十一年継続特別給付金を受ける権利を取得した者、昭和六十一年法律第五十三号附則第四条の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者及び平成三年法律第五十五号附則第三条の規定により平成三年特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。)には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

第四条 平成五年三月三十一日以前に死亡した平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み

に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けける権利を失うべき事由に該当した者を除く。の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ一及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつたことにより、昭和六十年法律第五十三号附則第三条第四項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を得した者に限る。

替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）又は旧法第二条に規定する戦傷病者等

替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 又は旧法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含むものとし、昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者(昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)及び平成三年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつた者であつて、平成八年十月一日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で、公務による障害を支給事由とするものを受けける権利を失うべき事由に該当した場合を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ一及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかるらず、新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻の関係と同様の事情にあつたと認められる者を含むものとし、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第三項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつた者であつて、平成八年十月一日において日本国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「附則第三十七項又は第三十八項」とあるのは、「附則第三十九項」と読み替えるものとする。

附則（平成一年七月一六日法律第八抄）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。
（旧適用法人共済組合が存続すること等に伴う戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に係る経過措置）

第二百十一条 存続組合又は指定基金が特例業務を行う間ににおいては、前条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第一条第七号中「国家公務員共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員共済組合連合会又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合若しくは同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と読み替えるものとする。

（施行期日）
第一百一十一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。
（旧適用法人共済組合が存続すること等に伴う戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による経過措置）

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十一項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第十六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第三四項及び第五項、第七十三条、第七十七条第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定（国等の事務）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。
(旧適用法人共済組合が存続すること等に伴う戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に係る経過措置)

第一百十一条 存続組合又は指定基金が特例業務を行う間においては、前条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(第一項)の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条、四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定(国等の事務)

第一条 (施行期日) この法律は、平成九年四月一日から施行する。
（旧適用法人共済組合が存続すること等に伴う
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に係
る経過措置）
第一百十一条 存続組合又は指定基金が特例業務を行ふ間においては、前条の規定による改正後の
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二
条第七号中「国家公務員共済組合連合会」とある
のは、「国家公務員共済組合連合会又は厚生
年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年
法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定
する存続組合若しくは同法附則第四十八条第一
項に規定する指定基金」と読み替えるものとす
る。

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。
（旧適用法人共済組合が存続すること等に伴う戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による経過措置）

第一百十一条 存続組合又は指定基金が特例業務を行ふ間においては、前条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第七号中「国家公務員共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員共済組合連合会又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合若しくは同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と読み替えるものとする。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に規定する節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十一条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定（国等の事務）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。
（旧適用法人共済組合が存続すること等に伴う戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に係る経過措置）

第一百十一条 存続組合又は指定基金が特例業務を行ふ間においては、前条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に係るものは、「国家公務員共済組合連合会又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合若しくは同法附則第四十八条第二項に規定する指定基金」と読み替えるものとする。

附 則 **（平成一一年七月一六日法律第八
七号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第三項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定（国等の事務）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。
（旧適用法人共済組合が存続すること等に伴う
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に係
る経過措置）
第一百十一条 存続組合又は指定基金が特例業務を行ふ間においては、前条の規定による改正後の
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二
条第七号中「国家公務員共済組合連合会」とある
のは、「国家公務員共済組合連合会又は厚生
年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年
法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定
する存続組合若しくは同法附則第四十八条第一
項に規定する指定基金」と読み替えるものとす
る。

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。
（旧適用法人共済組合が存続すること等に伴う戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による経過措置）

第一百十一条 存続組合又は指定基金が特例業務を行ふ間においては、前条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第七号中「国家公務員共済組合連合会」とあるのは、「国家公務員共済組合連合会又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合若しくは同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金」と読み替えるものとする。

附 則 **（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第八条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定（国等の事務）

第六十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする）の事務として処理するものとする。

規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許

当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第三項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二百五十条

に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするととも、行司にて公判を許すこととする。

ては、地方

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

する法律

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定 公布の日

二
一號

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第四条及び次条から附則第四条までを除く。

(戦傷病者管)

一部改正に伴う経過措置
第二条 第四条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」といふ）

きであつた。

例による

2
う。) 第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十五号)。以下「平成八年改正法」という。) 附則第二条第一項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

第三条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができる」となる者（次に掲げる者を除く。）には、同項の特別給付金を支給する。
一 戰傷病者・戰没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十一号）

以下「昭和五十一年改正法」という。）附則第六条の規定により戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一項を改定（昭和五一年三月三日）。

詔 法 等の一部を改正する法律 昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金（以下「昭和五十一年継続特別給

二 戰傷病者・戰没者・遺族等援助法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）以下「昭和六十一年改正法」という。）附則

第四条の規定により戦傷病者・戦没者・遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成三年法律)

第五十五号。以下「平成三年改正法」という。による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金（以下「昭和六十一年特別給付金」とい

う。) を受ける権利を取得した者
三 平成三年改正法附則第三条の規定により平成二年三月一日以後の戦争賠償等の主

成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金（以下「平成三年特別給付金」とい

う。) を受ける権利を取得した者
四 平成八年改正法附則第三条の規定により旧

法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を
取得了する者

亡したものに限る)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む)であつて、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの(平成十三年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る)には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、新法第二条各号に掲げる給付(以下「増加恩給等」という)のうち年金たる給付を

第一項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「十五万円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千円）」とあるのは、「五万円」とする。

附 則（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

附 則（平成一四年七月三一日法律第九
八号）少

が、平成十八年十月一日において、新法第二条各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」といふ。）のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含み、離婚の届出をしていないが、事实上離婚したと同様の事情にあつた

二　当該戦傷病者等の死亡前に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

三　当該戦傷病者等の死亡後平成十三年十月一日前に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

2 取得した者 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかるわらず、新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

一 平成十三年十月一日において、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条第二項各号に掲げる給付（当該戦傷病者等の死亡に係るものに限る。）を受ける権利を有する者

四 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成三年特別給付金を受ける権利を

らば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者(昭和六十一年改正法附則第三条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。)

附 則
(平成一八年六月二三日法律第九
五号)
丁月二三

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

第一項の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「新法」とい

う。）第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者、戦没者、遺族等の一部を改正する法律（平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中

（昭和十二年七月七日）であるのを（昭和六年九月十八日）と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）

が、平成十八年十月一日において、新法第一号に掲げる給付（以下「増加恩給等」といいう。）のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを除く）

受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ

二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかるらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつた

と認められる者を除く。以下この条において同じ。)であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、旧法第三条第一項の特別

4 給付金（以下「平成十三年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者に限る。

平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ一及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかからず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者の妻であつたことにより、平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金（以下「平成八年特別給付金」という。）を受ける権利を得た者（戦傷病者・戦没者・遺族等保護法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者を除く。）に限る。

平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由

等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二条第三項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十五号。以下「平成三年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月一日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成十八年十一月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ一及び第一号表ノ三に該当しているときは、第一項の規定にかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二条第四項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けた権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者の妻等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同第二条第七項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

第三項から前項までの規定により新法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する同項の特別給付金の額は、新法第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(第三項から前項までに規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金についての額の二分の一に相当する額)とする。

一 第三項から第六項までの規定により支給する特別給付金 六十万円

二 第七項及び第八項の規定により支給する特別給付金 九十万円

三 前項の規定により支給する特別給付金 百万円

(特別給付金の支給の特例)

第三条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えてある。(昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者二 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十三号)附則第四条の規定により平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者三 平成三年改正法附則第三条の規定により平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻

第四条 次の各号に掲げる戦傷病者等の妻（婚姻届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む。）であつて、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（平成十八年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る。）には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加恩給等のうち年金に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を受けたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。）に係る法を支給事由とするものを受けける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

一 平成十五年三月三十一日以前に死亡した旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十六年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

二 平成十五年三月三十一日以前に死亡した平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者（平成八年改正正法附則第二条第二項に規定する者を除く。）

三 平成八年十月一日から平成十五年三月三十日までの間に死亡した平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を

四 適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成八年改正法附則第二条第三項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成八年十月一日から平成十五年三月三十日までの間に死亡した平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。) 平成八年改正法附則第二条第四項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

六 平成八年十月一日から平成十五年三月三十日までの間に死亡した昭和五十九年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻となる者を含む。) 平成八年改正法附則第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻となる者を含む。) 平成八年改正法附則第二条第六項又は第七項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者は、次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかるらず、新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

一 第二条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第五十項から第五十六項までに規定する者

二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚(離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。)により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者は、

三 当該戦傷病者等の死亡後平成十八年十月一日前に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事

正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までこの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できまいこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが

第二条 第一条の規定による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置の妻に対する特別給付金支給法（以下この条並びに附則第四条及び第五条において「平成二十八年旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

（経過措置の原則）

第五条 行政府の处分その他の行為又は不作為にされた行政府の処分申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の

（他の）の経過措置の政令への委任

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日等）
八号
第一条 二の法律は、公布の日から施行する。

第一項の規定に依る公有の財産が放棄する場合
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。

第二条及び附則第五条及び第六条の規定
年十月一日
二 第二条及び附則第五条及び第六条の相
定 平成三十三年四月一日

第五条 行政府の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前（経過措置の原則）

いの不勝印にておつてこの法律の施行前にされた行政手続その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不正確性をもつてこの付則の定めに該するものについては、

(第一条の規定による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 第一条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下この条並びに附則第四条及び第五条において「平成二十八年旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

2 平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十五号。以下「平成二十三年改正法」という。)附則第二条第二項に規定する者及び平成二十八年旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

(第一条の規定による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 第一条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下この条並びに附則第四条及び第五条において「平成二十八年旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、支給しない。
2 平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号。以下「平成二十三年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者及び平成二十八年旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。
3 平成二十八年旧法第二条各号に掲げる給付（以下この条及び附則第四条において「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受けける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当して、前項の規定は、前項の規定にかかるわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事实上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。以下この条及び附則第五条において同じ。）であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成二十八年旧法第三条第一項の特別給付金（以下「平成二十三年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者に限る。

4 平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ一及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成二十八年四月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金（以下「平成十八年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十五号。以下「平成十八年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者を除く。）に限る。

戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十八年改正法附則第二条第三項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたながら同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

戦傷病者・戦没者・遺族等援護法及び戦傷病者の妻に対する特別給付金支給法（平成三年法律第五十五号。以下「平成三年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第一条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたながら同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十九年改正法第七十三号。以下「昭和五十九年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたながら同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五一年法律第二十二号。以下「昭和五一年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたながら同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五一年法律第二十二号。以下「昭和五一年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたながら同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成二十八年四月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）附則第四条の規定により平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受ける権利を取得した者

三 平成三年改正法附則第三条の規定により平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年改正法附則第三条の規定により平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成十三年改正法附則第三条の規定により平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

六 平成十八年改正法附則第三条の規定により平成十八年改正法附則第三条の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

七 平成二十三年改正法附則第三条の規定により平成二十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

第四十条 次の各号に掲げる戦傷病者等（平成十一年四月一日（第二号に規定する戦傷病者等にあつては、平成十五年四月一日）から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した者に限る。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む。附則第七条において同じ。）であつて、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（平成二十八年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る。）には、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ一及び第一号表ノ三に該当していたとき

二 平成二十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成二十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

三 平成十八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者（平成十八年改正法附則第二条第二項に規定する者を除く。）

四 平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成十八年改正法附則第二条第四項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成十八年改正法附則第二条第五項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

六 平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読

七 昭和五十九年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等 平成十八年改正法附則第二条第六項の規定により平成十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

八 昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）平成十八年改正法附則第二条第八項又は第九項の規定により平成十八年特別給付金を受けた者

九 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかるらず、平成二十八年新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

一 第三条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第六十七項から第七十五項までに規定する者

二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

三 当該戦傷病者等の死亡後平成二十八年十月一日前に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）において同じ。をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

四 第一项に規定する特別給付金については、平成二十八年新法第四条第一項中「十五万円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千円）」であるのは、「五万円」とする。

（第二条の規定による戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第二条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下この条に

3 第二条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「平成三十三年旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

4 平成三十三年旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成三十三年四月一日において平成三十三年新法第二条各号に掲げる給付（以下この条及び附則第七条において「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成三十三年旧法第三条第一項の特別給付金（以下この条及び次条において「平成二十八年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者（附則第二条第二項に規定する者を除く。）に限る。

5 平成二十八年旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。）が、平成三十三年四月一日において増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものに

十一項の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

第十四項から前項までの規定により平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する同項の特別給付金の額は、平成三十三年新法第四条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第四項から前項までに規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額）とする。

一 第四項から第七項までの規定により支給する特別給付金 三十万円

二 第八項及び第九項の規定により支給する特別給付金 四十五万円

三 第十項から前項までの規定により支給する特別給付金 五十万円

（平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金の支給の特例）

第六条 平成三十三年新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、平成三十三年新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（次に掲げる者を除く。）には、同項の特別給付金を支給する。

一 附則第三条各号に掲げる者
二 附則第三条の規定により平成二十八年特別給付金を受ける権利を取得した者

附 則 （平成二九年六月二日法律第四五号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第一百三条の二、第一百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。